

熊本県告示第 477 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
上天草市社会福祉協議会居宅介護事業所 上天草市松島町合津 3433 番地の 52	社会福祉法人 上天草市社会福祉協議会 上天草市松島町合津 3433 番地の 52 松尾 萬二郎	平成 16 年 3 月 31 日	43000200229119	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 478 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
上天草市社会福祉協議会居宅介護事業所 上天草市松島町合津 3433 番地の 52	社会福祉法人 上天草市社会福祉協議会 上天草市松島町合津 3433 番地の 52 松尾 萬二郎	平成 16 年 3 月 31 日	43000300145116	児童居宅介護

熊本県告示第 479 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨泗水町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字名	変更前の字名	区 域	変更後の大字名	変更後の字名
豊水	出口	4053 の 1、4054 の 1、4055 の 1、4056 の 1、4057 の 1、4058 の 1、4059 の 1 及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	豊水	前田
豊水	香本	4300 の 1 の一部、4301 の 1、4302 の 1、4302 の 3、4303 から 4305 まで、4306 の 1、4321 の一部、4323 の 1 の一部、4323 の 2 の一部、4324 の一部、4376 の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部	豊水	前田
豊水	香本	4323 の 1 の一部、4323 の 2 の一部、4324 の一部、4325 の一部、4369 の一部、4370 の一部、4371、4372、4375 の 1、4375 の 2、4376 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	豊水	鬼町
豊水	前田	4424、4426 から 4430 まで、4431 の一部、4432、4433、4434 の一部、4445 の一部、4446 の一部、4447、4449 の 1、4449 の 2、4450 から 4453 までの各一部、4563 の一部、4565 の 1 の一部、4565 の 2 の一部、4567 の 1、4567 の 2、4569、4570 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	豊水	鬼町